

## 品川区派遣都市計画アドバイザーの須永和久氏セミナー開催

既にお知らせしました通り、「夢工房」の池田山保育所計画は昨年12月、正式に建設中止が決定しました。協議会会員の皆様、並びにご支援くださった多くの地域住民の皆様にご心から御礼を申し上げます。

しかし私たちは、池田山保育所計画への反対運動は本協議会の活動の第一段階であり、いよいよこれからが池田山住環境協議会の本格的活動を開始する時であると考えております。

そこで今回、今後池田山の住環境を住民としてどう作っていくかについて考える集まりとして、1月18日(日)10時半～12時 TDC8階会議室にて、「品川区派遣都市計画アドバイザーの須永和久氏によるセミナー」を開催いたしました。

当日、須永氏からは、「住環境を守る仕組みについて」と題し以下のようなお話がありました。

### 1. 現行規制(第一種住居低層専用地域等)の効果と限界

現行の具体的な規制内容とその効果および限界について事例をあげて説明がありました。

### 2. 周辺区における建築規制の動向

港区、目黒区等、周辺区の高度地区における絶対的高さ制限の導入について事例を交えた説明がありました。

### 3. 街づくりに関する協定

現行の用途地域指定等ではカバーできない街づくりのルールとして、既に多くの地域で結ばれている住民同士が結ぶ協定について詳細に説明されました。

具体的には①「協定」の根拠法など法的な位置づけと効力、②現行の「池田山環境協定」の位置づけ、等について説明がありました。

### 4. 地方自治体の条例に基づく街づくりのルール

「協定」が効力を発揮するための必須条件、ならびに地方自治体が定めた「街づくり条例」にもとづく「街づくりルール」の作り方が、「港区街づくり条例」を例に具体的に説明されました。ちなみに、現在、品川区にはこうした条例は存在していません。

### 5. 池田山における街づくりのルールの検討課題

最後に、池田山において新たに「街づくりルール」を策定し、その実効性を確保するための検討課題として、以下の7点が示されました。

- ①地区の将来像の明確化、②現行の池田山環境協定との役割分担、③ルールの具体的内容、④合意のレベル(範囲)、⑤署名捺印(の可否)、⑥実効性(の確保)、⑦運用の流れと運用主体の明確化

講演の後、出席者との質疑応答、意見表明等があり、私たちが次のステップを考える上で大変、有意義なセミナーとなりました。

その後、船曳会長から今後のテーマの一つでもある防災計画との関係で、Ikedayama Neighborhood Council のマリエル・ゴリセンさんと品川消防署にうかがった内容と、外国人の方々も安心できる防災計画について報告がありました。